

公民的資質育成の視点からとらえた特別活動と 社会系教科の連携

—『日本特別活動学会紀要』誌掲載論文のレビュー—

大坂 遊・迫 有香

要旨

公民的資質は、学校教育においては社会系教科を中心に育成することが想定されているものの、2017年告示の学習指導要領の改訂以降、特別活動においてもその育成が求められるようになった。そのため、社会系教科と特別活動が連携した公民的資質の育成が重要と考えられるものの、両者の連携のあり方は明確ではない。そこで本稿では、『日本特別活動学会紀要』掲載論文のレビューを通して、特別活動研究の文脈において、公民的資質の育成という観点から社会系教科との連携がどのように論じられているかを考察した。5つの論文をレビューした結果、社会系教科との連携のあり方は多岐にわたり、公民的資質の知的側面に注目するもの、態度的側面に注目するもの、価値的側面に注目するものなど様々な研究が存在すること、いずれも社会系教科と特別活動が連携してそれらの資質を高めていくことの重要性を論じていることが確認できた。

キーワード：公民的資質、特別活動、社会系教科、教員養成、日本特別活動学会

問題の所在

公民的資質（あるいは市民的資質、シティズンシップなどとも呼ばれる）の育成は、従前より学校教育、とりわけ社会系教科の教育における究極的な目標として位置づけられてきた（永田，2022）。公民的資質は、2017年告示の学習指導要領においては、「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力」と規定されており、小学校から高等学校までの社会系教科における目標として各校種において育成が掲げられている。

このように、公民的資質は、学校教育においては社会系教科を中心に育成することが想定されているものの、教育基本法において「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない（第一条）」とされる通り、（学校）教育全体を通して達成が目指される目標でもある。そのため、社会系教科以外の教科や総合学習、特別活動などにおいてもその育成を担うことが期待されている。具体的には、たとえば小学校における特別活動について、学習指導要領の解説（文部科学省，2017）では「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な

集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である（p.11）」と記載されている。また、特別活動において育成を目指す資質・能力や、それらを育成するための学習過程のあり方を整理するにあたり、学習指導要領の解説（文部科学省，2017）では「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の3つの視点で整理されている。このうち、「社会参画」とは「よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点（p.12）」であり、「学校内の様々な集団における活動に関わることが、地域や社会に対する参画、持続可能な社会の担い手となっていくことにもつながっていく（pp.12-13）」としており、3つの視点のなかでも特にこの視点が公民的資質との結びつきが深いと想定される。教師は、カリキュラム・マネジメントによって、それぞれの領域での活動を有機的に関連させ、総合的に公民的資質を育成していくことが求められる。

ところが、大学における教員養成においては、制度上は社会系教科と特別活動の指導法はそれぞれ全く別の領域であり、目的の異なる科目として存在している¹。また、課程認定行政の特質から、それぞれの科目の指導法を担当する教員が異なるケースが多く、公民的資質の育成という観点からとらえた際に両者の連携が意識されてい

¹ 2019年度から実施されている教育職員免許法及び同法施行規則改正後の教職課程においては、小学校・中学校・高等学校で共通して、社会系教科の指導法に関する科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」に位置づけられている一方で、特別活動の指導法に関する科目は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に位置づけられている。

表1 選定された論文(刊行年順)

長沼豊 (2016)「社会に主体的に参画する力を育む特別活動」『日本特別活動学会紀要』24、1-5.
越田佳孝 (2019)「政治的教養をはぐくむ教育」を充実させるための「特別活動」の役割：18歳選挙権導入後の高等学校を舞台に」『日本特別活動学会紀要』27、49-58.
小林元気 (2021)「児童会・生徒会投票選挙の経験と主権者教育の知識定着の関連性：社会調査の二次分析による特別活動の教育効果に関する定量的実証研究の可能性」『日本特別活動学会紀要』29、51-60.
大脇和志 (2022)「市民性教育のための「開かれた教室風土 (open classroom climate)」を特別活動でどのように保障すべきか：日本の小学生への質問紙調査の分析から」『日本特別活動学会紀要』30、33-42.
京免徹雄 (2023)「市民性の育成に向けた学級活動の機能に関する日仏比較：中学校における学級目標の作成プロセスに着目して」『日本特別活動学会紀要』31、29-38.

ないことが多いと想定される。そうすると、必然的に学習者である教師志望学生にとっても、連携の重要性が十分に意識されないことになるだろう。

先行研究においても、社会科教育の拡張として総合学習との連携によって公民的資質の育成を論じる論文は数多いが、社会科教育と特別活動との連携を想定して公民的資質の育成を論じる論文は管見の限りにおいては極めて限定的である。そこで、著者らはリサーチ・クエスチョン(RQ)として「①公民的資質の育成という観点から見て、社会科と特別活動はどのように連携しうるか？②その連携ができる教師を育成するために、教員養成カリキュラムをどのように変革すべきか？」を設定した。本研究では、限定的な文献レビューを通してこの RQ ①の一端にこたえたい。

研究方法

先に示した RQ を解明するためには、特別活動における公民的資質の育成を論じた先行研究を収集・分析し、その特徴を明らかにした上で、社会科との連携可能性を模索することが求められる。

本研究はその端緒として、日本特別活動学会1が刊行する学術雑誌である『日本特別活動学会紀要』掲載論文をレビューする。なお、本研究では現行の学習指導要領の枠組みにおける分析を重視し、現行指導要領の骨子が示された中央教育審議会答申の出された2016年刊行の第24号掲載論文から、最新号である2024年刊行の第32号掲載論文までを対象とした。対象となる雑誌の掲載論文一覧のうち、①タイトルに公民的資質に関するキーワードが含まれる論文であること、②論文中において特別活動を通じた公民的資質の育成のあり方を明確に論じている論文であること、③公民的資質の育成につい

て、社会系教科との連携やすみ分けにも言及していることの3点を満たす論文を、著者らで協議し選定した。結果、表1に示す5つの論文が分析対象に選定された。

続く第3章では、それぞれの論文について、①骨子(研究目的、研究方法、研究結果など)、②社会系教科への言及、の2点から整理して論じる。

結果と考察

長沼 (2016)

①骨子

長沼 (2016) は、社会的背景に鑑み、学校教育においては「社会に主体的に参画する力を育む教育活動」(シティズンシップ教育)が常に求められているとし、論点整理を行った。英国のイングランドにおける教育省の諮問委員会報告(通称クリックレポート)及びアジェグボレポートで示されたシティズンシップ教育の4要素が、「社会的・道徳的責任」「地域社会への参加」「政治的リテラシー」「多様性とアイデンティティ」であることを示し、これらを満たしシティズンシップ教育として機能している教育が日本の学校でどのように実施されるべきか、また、その中核として特別活動が位置づけられるべきかについて論じた。

そのために、まず、「社会に主体的に参画する力」とシティズンシップの関係を整理した。次に、学校で行うシティズンシップ教育と中心となる特別活動との関係を整理した。そして、学校で「社会に主体的に参画する力」を育むステージを整理した。最後に、学習指導要領改訂を見据え(当時)、特別活動で育む「社会に主体的に参画する力の構成要素(下位概念)の試案策定を試みた。

その結果、まず、特別活動はシティズンシップ教育の

² 日本特別活動学会は1992年に設立され、「特別活動の研究の充実・発展奨励並びに普及を図ることを目的とする(日本特別活動学会会則より)」学会である。日本特別活動学会は、特別活動について研究を行っている研究者(大学教員等)、現職教員、および教育行政官等の所属する学会であり、日本学術会議協力学術研究体に登録されている唯一の学会であるため、今回の分析対象とした。

4つの要素全てに関与する教育活動であることを示した。次に、「小社会としての学校」における学校内の特別活動を第1ステージ、後者の実社会との接点を持って学校外とかかわる特別活動を第2ステージととらえると、学校教育においては第1ステージを中心に社会に主体的に参画する力を育てていると示した。最後に、民主的な合意形成を行う話し合い活動、連帯しながら遂行・実行していく過程で行動力や課題解決能力を身につける学校行事、同好の児童が主体的な運営で参画するクラブ活動など「小社会」としての学校生活に主体的に参画することで種々の資質・能力が養われていく。異年齢集団の活動、学校外の人々との交流活動など多様な人々との出会いや触れ合いの中からも社会参画の基礎的な素養は養われるとまとめた。

②社会系教科への言及

社会系教科については、「学校でシティズンシップ教育を実践する場合、まず思い浮かぶのは社会科や公民科である(p.2)」とし、中学校社会科および高等学校公民科の学習指導要領の目標で示された公民的資質の記述を引用している。しかし、社会系教科の授業実践が知識獲得型の講義形式になっている場合には上記4要素に迫るような素養は育たない(p.2)」とし、教科学習においてアクティブ・ラーニングの手法や体験型の活動を取り入れ、「地域社会への参加」等の要素に迫る必要性を指摘する。

長沼(2016)は、特集論文における論考という特性上、特別活動こそシティズンシップ教育の場にふさわしいという立場から持論が展開されている。そのため、教科学習と比較して特別活動の優位性を論じる論旨となっていると推測される。

越田(2019)

①骨子

越田(2019)は、ハンナ・アーレントの「公共性」概念に着目して、「政治的教養をはぐくむ教育」のあり方を問うことを目的とした。そのために、まず「政治」に関する「教養」とは何かを整理した。次に、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、生徒が有権者すなわち政治的主体として存在している高等学校で「政治的中立性」をどのように考えればよいのかを、イギリスのシティズンシップ教育、ドイツの政治教育を参考にして整理した。最後に、高等学校公民科との関連を図りながら「政治的教養をはぐくむ教育」を充実させるために、特別活動では、どのような環境で、そしてどのような方法でもって可能になるのかを、著者が勤務していた兵庫県立洲本高等学校での実践例をもとに提案した。

その結果、アーレントの「公共性」概念に着目することで、「政治的教養」とは多くの人によって見られ、全ての意見に対して開かれている「公的な場」において、私的な利害関係から離れて、自由に対等な立場で議論をする際に必要な論の展開の仕方や技法であり、同時に

「公的な場」における「振る舞い方」でもあることが明らかになったとする。また、そのような「公的な場」が新科目「公共」で示されるところの「公共的な空間」であり、特別活動における生徒会活動等の自主的、実践的な集団活動の「場」とであると結論づけている。

②社会系教科への言及

文部科学省が2015年度に高校生や卒業生を対象に実施した主権者教育(政治的教養の教育)実施状況調査をあげ、「高等学校等では、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを機に「政治的教養をはぐくむ教育」の充実のためには、特別活動と公民科を軸として関連を図っていかなければならないという認識が広まっていることを示している(p.49)」とする。その根拠として、2016年の中央教育審議会答申において、特別活動の教育内容の改善・充実として主権者教育の視点をあげ、「社会科や公民科との関連も図りつつ、その一層の充実を図ることが求められる」とされている点を引用している。また、2018年告示の高等学校学習指導要領公民科の目標の記述や、新設された科目「公共」における「公共的な空間」概念などと、特別活動の目標との親和性について言及している。

このように、越田(2019)では一貫して、(高等学校における)公民的資質の一端としての「政治的教養」は、公民科と特別活動が連携することで育成されなければならないという立場で論文が構成されている。

小林(2021)

①骨子

小林(2021)は、特別活動領域のエビデンスの提示を目的とした定量的な実証研究の可能性と方向性を示すことを研究の目的とし、特に①全国の初等・中等教育において児童会・生徒会の投票選挙はどの程度実施されてきたのか、②学校教育における児童会・生徒会の投票選挙の経験は主権者教育の知識定着にどのような影響を及ぼすのかという2つのRQの解明を試みた。そのために、明るい選挙推進委員会が2009年に実施した「若い有権者の意識調査(第3回)」の「若者調査」の個票データを使用し、大卒後を想定した満23歳以上の年齢層に限定して、分析で使用する各変数において欠損値を持たない1033人を対象とした分析を行った。

その結果、先のRQに対し、①大半の中学校では投票選挙が行われる一方で、小学校と高校での実施状況はおおよそ半々であり、個人の学校生活を通じた選挙経験の蓄積にはばらつきがあること、②学校生活での選挙経験は成人後の主権者教育の知識定着を強めていること、の2点が明らかになった。小林はこの結果をふまえ、「少なくとも1980年代後半から2000年代初頭にかけて行われてきた全国の学校教育における児童会・生徒会選挙という教育活動は、成人後の時点での主権者教育の知識定着という長期的な教育的効果をもつことが示唆されている(p.58)」と結論づけた。

②社会系教科への言及

先行研究の整理において、児童会・生徒会活動の教育的意義に関する研究の潮流の1つとして、歴史的変遷をふまえて公民的資質の育成という元来の教育目標の重要性を主張する研究成果が示されている。また、学校教育における主権者教育が、主に社会科の正課授業において知識的側面の教育として行われてきたとし、「本稿は児童会・生徒会活動を通じた学校民主主義の実践活動により、主権者教育に関する知識の定着が強化される可能性を仮定する(p.54)」とする。さらに、今後の研究課題として、主権者教育の学習記憶を規定する学力要因について、社会科の成績や得意意識、さらには社会科の授業として模擬選挙を経験したかどうかといった要因が介在しており、これらとの関連も分析する必要があることを論じている。

このように、小林(2021)は主権者教育の知識の定着という観点からとらえた際、社会系教科と特別活動が連携しうることがわかる。また、社会系教科を知識の獲得の場として、特別活動を実践の場として、主権者教育の場を二元的にとらえていることが推測できる。

大脇(2022)

①骨子

大脇(2022)は、学習者に「開かれた教室風土(OCC)」を保障することが市民性教育にとって重要であると、その保障のために特別活動はどのような役割を担うべきかについて解明を試みた。そのために、日本の小学4～6年生への質問紙調査をもとに因子分析を行い、国際教育到達度評価学会(IEA)の国際比較調査が用いている尺度および分析枠組みを日本に適用できるかどうかを検証し、OCC認識と特別活動の経験や市民性との間に正の結びつきがあるかを、構造方程式モデリングによって確認した。

その結果、国際比較調査で用いられるOCC尺度項目は、日本の小学生の場合、自分の考えをもつ、自分とちがう意見をきく、といった要素からなる「計画的に開かれた教室風土(計画的OCC)」と、反対意見を表明する、社会問題へ言及する、といった要素からなる「偶発的に開かれた教室風土(偶発的OCC)」の2因子構造となったことを示した。また、特別活動の経験は先の2因子および効力感や参加意欲といった市民性に影響を及ぼすが、OCCから市民性への影響は偶発的OCCからのみ観察され、計画的OCCは市民性に影響していないことを示した。研究の結果をふまえ、教室での話し合い活動においては、偶発的OCCを構成する「反対意見の表明」と「社会問題への言及」を保障することが、市民性教育における特別活動の役割としてとりわけ重要であることを示した。

②社会系教科への言及

2016年の中央教育審議会答申を引用し、特別活動において重視されている「主権者として積極的に社会参

画する力」の育成が、教育課程全体で考えると、社会科・公民科や道徳、総合的な学習(探究)の時間などでも主権者の育成は目指されていることを論じている。一方、長沼(2016)を引用し、特別活動には「児童生徒が主体的かつ連带的に自己の所属する集団の生活の向上を図る」という点に特徴があるとする。また、数少ない市民性教育に関する調査のうち、これまで日本が不参加であったIEA調査に関して、独自の調査を行った社会科教育研究者らの研究グループの調査結果(棚橋, 2010等)の先行研究結果に注目し、先行研究が集計データの国家間比較に留まっており変数間の詳細な検討がほとんど行われていないこと、日本の学校教育の文脈を踏まえて仮説を設定し、OCCの詳細な実証研究を行う必要性を論じている。さらに、国際的な市民性調査が当初の社会系教科等の特定教科の授業を念頭に置いたものから、日常的に政治的・社会的な課題を議論することを念頭に置いたものへと場面が拡大されていることをふまえ、OCCを社会科など特定教科等の授業の問題としてではなく、より一般的/日常的な教室風土の問題としてとらえるべきであることを論じている。

このように、大脇(2022)は従来の研究が前提としてきた「OCCは社会系教科を中心とした授業において形成されるもの」という前提に挑戦し、特別活動などの場面においても反対意見の表明や社会問題への言及といった活動を保障していくことが市民性教育に有効であることを示そうとしていると解釈できる。

京免(2023)

①骨子

京免(2023)は、日本の特別活動について、市民性育成に向けた学級活動の機能を比較することで、日本の国際的特質について解明を試みた。そのために、多様な市民性育成に関する文脈・状況を考慮し、「個人の権利」を重視する「リベラル型」の米国に対し、「共通善の追求」を重視する「リパブリカン型」のフランスの事例に注目し、日仏の中学校における学級目標作成プロセスを分析した。

フランスの事例は、市民性教育の先進地域であるディジョン大学区にあるX中学校1年5組における「学級生活憲章」の制定プロセスについて、担任のA教員(担当教科は地理・歴史と道徳・公民)に対する半構造化インタビューを行った。主な質問項目は、「学級生活の時間」の目標、内容、方法および憲章制定の手順と活動の意義である。また、X校全体としての市民性教育の取組については、B副校長に半構造化インタビューを行った。対する日本の事例は、著者が観察した、東海地方で特別活動の校内研究に当時取り組んでいた、Y中学校第3学年1組(33名)の第2回学級会「3年1組の級訓を決めよう」であった。

その結果、フランスでは、校則を内面化する活動として学級生活憲章の制定が行われており、生徒の憲章案

を分析すると、その内容は社会契約としての性質が強く、大部分が校則と一致していた。つまり、共和国の価値を生徒が活動を通して内面化する「社会化モデル」の市民性教育が展開されていたと考察した。それに対し日本では、学級目標は生徒個人の多様な価値を編み直した倫理契約であり、疑似社会において直接民主主義によって学級文化を創造しており、「文化化モデル」としての特徴をもつことを明らかにした。

②社会系教科への言及

先行研究をもとに、「リパブリカン型」の市民性の典型であるフランスにおいて、学校は「共和国の価値」の伝達を通じたフランス市民の育成を担っており、それは伝統的に道徳・公民科を中心に展開されてきたと論じている。また、本研究の対象となったフランスの学校の教員の担当教科が地理・歴史・道徳・公民であったことや、学校生活憲章の制定に費やした時間のうち半数以上が道徳・公民科の時間であったことなどを明らかにしている。

このように、京免(2023)ではフランスの事例から、一般的には特別活動で行われるような学級目標の制定や検証(見直し)が公民科等の社会系教科の活動と連携して実施可能であること、また、その営みが国家・社会の期待する望ましい市民性の規範の内面化とも結びついている点を示唆していると解釈できる。

示唆と展望

ここまで見てきたように、5つの論文で示された公民的資質の論点と、社会系教科との連携のあり方は多岐にわたった。長沼(2016)や小林(2021)に代表されるように、特別活動の推進と発展を目的とする学会の刊行する学術雑誌に掲載している論文であるという特性からか、社会系教科における公民的資質の育成を限定的にとらえている傾向が見られる点は気がかりではある。一方で、公民的資質の知的側面に注目するもの、態度的側面に注目するもの、価値的側面に注目するものなど様々な研究が存在し、いずれも社会系教科と特別活動が連携してそれらの資質を高めていくことの重要性を論じていることが確認できた点は、今後の教員養成課程の改善に向けた貴重な収穫であった。

分析対象が限定されているため、さらに対象を拡張して分析する必要がある。今後は、著者らによる教員養成課程における特別活動と社会系教科との連携の実践や、具体的なシラバス案についても提案したい。

引用文献

- 大脇和志(2022)「市民性教育のための「開かれた教室風土(open classroom climate)」を特別活動でどのように保障すべきか: 日本の小学生への質問紙調査の分析から」『日本特別活動学会紀要』30, 33-42.
- 京免徹雄(2023)「市民性の育成に向けた学級活動の機能に関する日仏比較: 中学校における学級目標の作成プロセスに着目して」『日本特別活動学会紀要』31, 29-38.
- 越田佳孝(2019)「「政治的教養をはぐくむ教育」を充実させるための「特別活動」の役割: 18歳選挙権導入後の高等学校を舞台に」『日本特別活動学会紀要』27, 49-58.
- 小林元気(2021)「児童会・生徒会投票選挙の経験と主権者教育の知識定着の関連性: 社会調査の二次分析による特別活動の教育効果に関する定量的実証研究の可能性」『日本特別活動学会紀要』29, 51-60.
- 棚橋健治研究代表(2010)『世界水準からみる日本の子どもの市民性に関する研究 2007(平成19)年度～2009(平成21)年度科学研究費補助金(基盤研究(B)研究成果報告書)』.
- 永田忠道(2022)「公民的資質・市民的資質」棚橋健治・木村博一編著『社会科重要用語辞典』明治図書出版, 10-11.
- 長沼豊(2016)「社会に主体的に参画する力を育む特別活動」『日本特別活動学会紀要』24, 1-5.
- 文部科学省(2017)『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編』.